

県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第5条 条例第10条第8項第5号に規定する行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(133) 〔略〕 (134) 海上運送法（昭和24年法律第187号）<u>第3条</u>の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> (135)～(145) 〔略〕	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第5条 条例第10条第8項第5号に規定する行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(133) 〔略〕 (134) 海上運送法（昭和24年法律第187号）<u>第3条第1項</u>の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定による貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> (135)～(145) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例施行規則（昭和49年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地区内における許可等を要しない<u>行為等</u>) 第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(10) 〔略〕 (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの ア～キ 〔略〕 ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> ケ 〔略〕	(特別地区内における許可等を要しない<u>行為</u>) 第20条 条例第15条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(10) 〔略〕 (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの ア～キ 〔略〕 ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定による貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> ケ 〔略〕

(12)・(13) 〔略〕	(12)・(13) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理地区の区域内における許可を要しない行為) 第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるものの ア～ク 〔略〕 ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> コ 〔略〕 (9)～(11) 〔略〕	(管理地区の区域内における許可を要しない行為) 第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるものの ア～ク 〔略〕 ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定による貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> コ 〔略〕 (9)～(11) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き同条第1項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第2条の規定による改正後の海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定を適用する。
- 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定を適用する。